

東久留米市スポーツ健康都市宣言
(素案) に対するパブリックコメント
(ご意見) を募集します

市では、市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことを通じ、健康で活力に満ちた社会の実現を目指すことを表明すべく、「東久留米市スポーツ健康都市宣言(素案)」を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【意見の提出方法】閲覧期間中に(必着)、「東久留米市スポーツ健康都市宣言(素案)への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例14代)、ご意見(書式自由)を記入の上、〒203-8555、市役所企画調整課宛て郵送、ファクス(470-7804)または電子メール(kakakuho@city.higashikurumei.jp)で提出してください。



※電話や来庁による口頭のご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報除いた上で要約し、後日、ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんのであらかじめご了承ください。詳しくは企画調整課 ☎470-7702 へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当
などのご案内

特別児童扶養手当を振り込みます 手当額の改定は行われません

2年12月～3年3月分の特別児童扶養手当を4月9日(金)に指定預金口座に振り込みます。金融機関によっては入金が遅れる場合があります。詳しくは、児童扶養手当・



就学援助の申請を受け付けます

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっているご家庭に対して、教育費の一部を援助していただきます。3年度に、この制度の対象となるのは、次のいずれかに



①生活保護の停止または廃止を受けた方(ただし、認定基準を上回る収入がある場合や転出の場合を除く)
②市民税 固定資産税、国民年金などの掛金などが減免が認定基準以下の方

障害者計画・第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

市では、今年2月に「東久留米市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。この計画は市民の方々に対する意識調査や当事者団体、障害福祉事業者に対するヒアリング調査、パブリックコメントの結果および東久留米市地域自立支援協議会における協議内容を踏まえ、検討を行ってきました。

計画の趣旨

障害者計画は障害者基本法に基づき策定するもので、市

「認知症介護者家族会」を開催します

「介護で疲れているのに、相談できる人がいない」「他の方はどうやって接しているのだろ」と、認知症の方を介護するご家族の方、日々の不安や心配事などを気軽に話しに来ませんか。対象の地域を確認の上、担当の地域包



ついでの見込み値を設定するともに、目標と取り組む施策を定めています。

計画の期間

▼障害者計画Ⅱ令和3年度～8年度
▼第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画Ⅱ令和3年度～5年度

計画の全文は市ホームページのほか、障害福祉課(市役所1階)、市政情報コーナー(同1階)、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館でご覧いただけます。詳しくは障害福祉課 ☎470-7747 へ。

障害や難病の啓発活動に対する
補助金を交付します

平成28年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。障害者、難病患者への差別を解消するためには、障害、難病への理解が不可欠です。市では障害者

障害者福祉事業

タクシーなどの移送代、
ガソリン費などを助成します

市では、市内在宅で身体障害者手帳1・2級および3級(内部障害のみ)または愛の手帳1・2度をお持ちの方を対象に、タクシー代またはガソリン費を助成しています(左表1)。助成には所得制限があります(左下表2)。

表1 福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー事業	ガソリン費助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級) ②愛の手帳1・2度	3カ月間上限8,250円(1ℓにつき55円。150ℓまで)
助成内容	6カ月間上限1万円	
請求方法	請求書に領収書・レシートを添付して提出	
請求月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳 ②認め印(スタンプ式は不可) ③本人の口座が分かるもの ④車検証(ガソリン費助成申請の場合のみ) ※登録車両は本人または同居親族の車両のみ。 ⑤令和元年度課税(非課税)証明書(転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ)	

表2 福祉タクシー事業・
ガソリン費助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以降は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。
※ガソリン費助成は、世帯全員の所得確認が必要です。

申し込みと詳しくは障害福祉課 ☎470-7747、ファクス(475-818)へ。

